

問合せ先

和歌山市西汀丁26 県経済センター2階
県消費生活センター 担当 和田,赤坂

073-433-0241

平成14年11月1日
県消費生活センター

緊急消費者情報〔身に覚えのない督促状〕

債権回収業者を名乗る業者から、「有料電話情報サービス料の督促状が届いたがどうすればよいか?」という苦情相談が殺到しています。

この督促状は、今春県内の高校を卒業した方の自宅へ郵送されており、情報サービス利用の有無にかかわらず無作為に送りつけられています。

利用していないのであれば、どのような請求があっても一切支払に応じないように注意して下さい。また、不用意に個人情報を漏らさないよう注意して下さい。

和歌山県消費生活センターへの同事例苦情相談件数	102件
平成14年10月31日	50件
11月1日(午後1時現在)	52件

相談内容

Q.身に覚えのない電話情報料

突然、心当たりのない業者から19才の息子宛に、督促と赤字で書かれた封書が届いた。中には、督促状が入っており、3日以内に未納代金24,350円を指定の郵便口座へ振り込むようにと書いてある。期日までに振り込まなければ、自宅や職場、学校等へ集金に行くことあり、さらに法的手段や債権譲渡、近辺への追跡調査もあり得るようだ。息子に問い詰めたが、全く身に覚えはないと言う。支払わなければ全額も増え、集金に来られたらと思うと不安になる。どうすればよいか。

A.アドバイス

請求している業者は、架空請求は承知の上で勘違いする人や、脅し文句に屈して支払う人をねらっていると考えられます。今回のケースは県内の高校を今春卒業した男性へ送付されているようで名簿が何らかの形で流されたものと思われる。

こういう事例に巻き込まれた場合は、請求に身に覚えがなければ絶対に応じないという一貫した姿勢が大事です。もっとも、利用していた場合は、利用料金を支払わなければなりません。突然の回収業者を名乗る所からの請求には応ずる必要はありません。

さらに今回の事例の場合は、業者の電話番号も記していますが、問い合わせなどをすると、逆に自分の電話番号など個人情報を知られる可能性があり、電話もしない方がよいでしょう。

先月末、まったく同様の事例が北陸地方で頻発し、各県の消費生活センターなどは身に覚えのない督促には応じないように呼びかけているところです。